島根県医療費適正化計画(第2期)の進捗状況について

1 医療費適正化計画について

- ○国民皆保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、平成18年6月 に成立した医療制度改革関連法により、都道府県は医療費適正化計画を策定する こととなりました。
- ○本計画は高齢者の医療の確保に関する法律に基づくもので、島根県では平成20年4月に「島根県医療費適正化計画(第1期)」を策定(計画期間:平成20年度~平成24年度)し、現在、第2期計画(計画期間:平成25年度~平成29年度)の期間中です。

2 計画の進捗状況について

〇計画の進捗状況については、これまで計画期間の中間年度及び最終年度の翌年度に、中間評価及び実績評価を行い公表してきましたが、平成27年5月の高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、年度ごとに進捗状況を国が示す様式により公表することとなりました。

3 進捗状況の内容について

〇第2期計画の進捗状況(H28年度)については別表のとおりです。

<公表項目>

- 特定健康診査の実施率
- ・特定保健指導の実施率
- ・メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率
- たばこ対策(喫煙率)
- ・平均在院日数の短縮
- 医療費

島根県医療費適正化計画(第2期)進捗状況(H27年度)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	見解	備考
住民の健康の保持の推進									(目標値)		
特定健康診査の実施率(%)		44.4	45.1	46.9	47.4	50.6		_	70.0%	各保険者による取組により、年々少しずつ 実施率が伸びてきているが、H29目標達成 は非常に厳しい状況。 今後は保険者間において、好事例の情報共 有や効果的な広報の実施など、より連携し た取組を進めていく必要がある。	
特定保健指導の実施率(%)		11.1	19.4	18.7	21.8	20.1	_	_	45.0%	H23以降の実施率はH22に比べ約10%増加しているが、各年度によりばらつきがある。 H26は前年度より低下しており、目標達成は難しい状況。 今後、保険者の好事例について情報共有するなど、引き続き実施率の向上に努める必要がある。	
	メタボリックシンドロームの該当者 及び予備群の減少率(%)※ (対22年度比)		2.1	-5.1	2.7	0.9	_	_	25.0%	数値は増減を繰り返しており、H26の該当者 及び予備群者数はH22に比してわずかに減 少しているが、H29目標達成は非常に厳し い状況。 保険者の取組が該当者・予備群者の減少に つながるよう、課題を明確にするとともに、 研修等により指導者の質の向上を図ってい く必要がある。	 減少率を算出する根拠となっているメタボ リックシンドローム該当者及び予備群の推
たばこ対策(喫煙率)	男性	30.7	_	_	(32.6)	_	_	27.4	21.5%	比べ男女共に減少した。	H22、H28数値は島根県健康栄養調査(1回 /5年)。 H25数値は国民生活基礎調査データ(成人 喫煙率)を参考値として記載。
	女性	7.0	_	_	(6.3)	_	_	4.4	5.1%		
医療機能の強化・連携等を 平均在院日数の短縮(日)	医療機能の強化・連携等を通じた 平均在院日数の短縮(日)		32.1	31.5	31.1	30.2	29.0	_	_	_	平成29年度数値目標の設定なし
医療に要する費用の見通し											
医療費(億円)	医療費(億円)		2,452	2,465	2,503	2,548	_	_	適正化前 2,765億円 適正化後 2,743億円	医療費適正化に向け、各保険者で取組を行い、情報共有などを行っている。 引き続き、関係機関が連携し、適正化に資する取組を検討し、実施していく。	平成23年度数値は公表値、平成24年度 及び平成25年度数値は国による推計値

※減少率は、特定健診受診者に占めるメタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合について、H22年度比の増減を算出したもので、次の計算式により算出。 平成22年度メタボリックシンドローム該当者及び予備群推定数ー該当年度メタボリックシンドローム該当者及び予備群推定数











